

平成26年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成26年3月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成26年3月6日	9時30分	議長	末次利男	
	散会	平成26年3月6日	13時44分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席10名 欠席0名 欠員2名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	欠員	
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	2番	江口 孝二	3番	所賀 廣	6番	平古場 公子
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画商工課長 財 政 課 長 町民福祉課福祉係長 健康増進課長	岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 毎 原 哲 也 松 本 太 川 崎 義 秋 津 岡 徳 康 田 中 久 秋	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学校教育課長兼社会教育課長 太良病院事務長	藤 木 修 新 宮 善一郎 大 串 君 義 土 井 秀 文 高 田 由 夫 野 口 士 郎 井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成26年3月6日（木）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成26年太良町議会3月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	3番 所 賀 廣	1. 消防・防災に対する機能と整備について 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が昨年の臨時国会を経て、12月13日に公布され施行されたが、これを踏まえて、当町においてはどの様に考え整備していくのか。	町 長
2	2番 江 口 孝 二	1. 防犯灯について (1) 多良駅から太良高校までの防犯灯の明るさを日本防犯設備協会が定めているクラスB（4m先の歩行者の顔の挙動や姿勢等が分かる）にできないか。 (2) 学校等、町の避難所になっている建物の周辺をクラスA（4m先の歩行者の顔の概要が識別できる）にできないか。 (3) 地区と地区の間の防犯灯の設置について。	町 長
3	1番 田 川 浩	健康づくりについて 健康づくりは、まず適正な食事を食べ、運動不足を解消し、なるべくストレスを引き下げるなどして健康的な生活習慣づくりを行う一次予防と、健康診断や人間ドックで病気を早期発見・早期治療を行う二次予防に総合的に取り組むことが肝要と考える。そこで、以下の点について問う。 1. 特定健診について (1) 受診率などの現状と受診率向上についての施策について	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	1番 田川 浩	<p>(2) 受診率向上策として、従来の健診項目にプラスして、例えばピロリ菌検査なども出来ないか。</p> <p>2. 食育推進事業について</p> <p>(1) 食育推進事業の現状について。</p> <p>(2) 本町において高血圧患者率が県内でも非常に高いと聞く。長野県が減塩による食事の普及で効果をあげているが、本町でも推進できないものか。</p> <p>3. スポーツ活動の推進について</p> <p>(1) 一般町民の定期的なスポーツ活動の現状について</p> <p>(2) 手軽にできるウォーキングの普及とその環境づくりのため、健康広場のような夜間も防犯灯があり、ウォーキングが出来るような場所を町内に増やしてはどうか。</p> <p>4. 健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典を利用できる健康マイレージ制度の導入は考えられないか。</p>	町 長
4	7番 牟田 則雄	<p>1. 基金の活用について</p> <p>(1) 各基金（財政調整基金、減債基金、地域福祉基金、下水道等事業基金、地域づくり事業基金、スポーツ・文化振興基金、公共施設整備基金、ふるさと応援寄付金基金）の設置目的及び平成25年度の活用と平成26年度の活用方針は。</p>	町 長

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

### 日程第1 一般質問

#### ○議長（末次利男君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問者は4名であります。通告順に従い、順次質問を許可いたします。

1番通告者、所賀君、質問を許可します。

#### ○3番（所賀 廣君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき、消防防災に対する機能と整備について質問をいたしたいと思っております。

平成7年の阪神・淡路大震災、また23年の東日本大震災などの経験から、住民の生命、身体、財産を災害から守る重要性が増大している中で、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、昨年の臨時国会を経て12月13日に公布され施行されました。

これは、26年ぶりに消防団装備の基準を一新することになったわけですが、これを踏まえて、町長が施政方針の中で、行政と町民が一体となった災害対策を推進していくと提唱しておられます。本当に心強く思っておりますが、太良町ではどのように考え、整備していくのかをお尋ねします。

#### ○町長（岩島正昭君）

所賀議員の、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、昨年の臨時国会を経て12月13日に公布施行されたが、これを踏まえて、当町においてはどのように考え、整備していくのかということについてお答えいたします。

この消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定目的は、近年、東日本大震災という未曾有の大震災を初め、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子・高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることから、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定、その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するということになっております。

この法律の第3章に、基本的な施策という項目がございますが、今後どのような施策を実施していくのかが述べられております。例えば、第8条は消防団の強化、第9条は消防団への加入の促進、第11条では事業者の協力、第12条では消防団の処遇の改善、第14条では消防

団の装備の改善など、その他数項目の施策が述べられております。

今後この法律に従い、さまざまな消防団の強化策が、国、県から出てくるものと思いますし、市町村が実施すべき施策が具体的に示されるものと考えております。今議会に提案しております、太良町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）は、この法律に基づく改善策の一つでございます。

以上でございます。

### ○3番（所賀 廣君）

先ほど町長の言葉の中にちょっとありましたが、この法の目的、基本理念の中に、地域防災力の充実強化に関する計画の策定を行うことというふうになっております。この具体的な計画策定は今検討中なのかをお尋ねしたいと思います、まず。

### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第2章第7条の中に、地域防災力の充実強化に関する計画ということで、市町村が今現在策定しておる市町村の地域防災計画というものがございますけども、その中に地域防災力の充実強化に関する事項を今回定めるということになっておりますし、また、第2項においては、地区防災計画というものも定めるということになっております。地域防災計画につきましては、日ごろ議員の皆様方にも目に触れることがあるかと存じますけれども、この第2項の地区防災計画と申しますのは、地区の町内の、例えば油津なら油津地区の自主防災組織と申しますか、その中でどういことをやるかというようなことを決める地区防災計画というのがございまして、今申し上げました地域防災計画におきましても、地区防災計画におきましても、まだいずれにしてもこれから計画を立てていくということで、県のほうとも調整を行っておるところでございます。

### ○3番（所賀 廣君）

先ほど地区防災計画という言葉がちょっと出てきましたけど、これはまた後で質問する事項のところにも出てはきますが、いろいろ消防団員数の問題とか、あるいは機能別だとか、女性消防団、この辺の問題も含めた問題になると思いますが、いずれにしましても、25年度、26年度で地方交付税あたりでかなり多額なお金を国も計上しておられますので、その辺も踏まえて、各地区、一カ所一カ所じゃなくても、例えば合同でその地区に対するヒアリングだとか、こういったことがありますという説明会なども、ある意味必要になってくつとやなかかと思えます、消防団も幹部さんとか部長さんたちも含めて。その辺の計画は具体的に考えておられますか。

### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その地区の防災計画につきましては、今太良町の中には特別にないわけです。もしそれを今後つくるとなりますと、各地区のほうに出向くあるいは来ていただいて、皆さん集まっていただいて、内容がどうなるかまだ今のところ判然としておりませんので、どうなるかわかりませんが、もし何かのそういう補助とかなんとかが出るとかという話になりますと、どういものが要りますかとか、そういう話は皆さん集まっていただいて会議をして、そういう需要関係を調査しなければならないと思っております。

### ○3番（所賀 廣君）

基本的な施策の中で、さっき町長も言われましたけども、第8条の中で、消防団の強化を図るとあります。これは行政側だけでは考えられる問題ではないというふうに思うわけですが、消防団と一体となっていかにして強化を図るかという、十分な検討をする必要があると思います。まずそこを踏まえて、恐らく入退団調べあたりがもう済んだ段階ではなかろうかというふうに推察するわけですけど、まず1回、消防団と十分な綿密な打ち合わせをした後に、例えば地域の問題だとか、出ていく必要があると思うんですよ。そのまず消防団と検討会を行うというのが先だと思いますが、どう考えますか。

### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

消防団の強化ということでございますけれども、今現在、太良町の消防団におきましては、定数の500名というのがありますけれども、その500名につきましてはクリアをずっとここ数年してきておるわけです。消防団の幹部あたりと今後どうするかと、女性消防団の設立とか、そのほか、だんだん500名を確保するのが難しくなってきた場合に、どうするかというようなことで話し合いをしとるわけですけども、今のところは女性消防団の設立はまだ時期尚早という話をされております。

条例をどうするかによって違ってくるわけですが、もし女性消防団あたりをつくるとなると、500名体制を、女性消防団が例えば50名になれば男性の消防団員が450名になるとか、それは条例定数の決め方でありましようけれども、そういういろんなパターンが考えられるということになります。さらに太良町の人口とかが減ってくることになると、500名という、その条例定数で今決めている500名そのものを何名程度にしていくかということも考えていかなければならない時期が、そろそろ来始めてくるのではないかというふうに考えております。

### ○3番（所賀 廣君）

今ちょっと言葉にありましたけど、若い人たちが随分少なくなっていく中で、消防団に対して加入促進も一つ大切な問題となっていくと思われませんが、この辺も踏まえてのことになりますけど、団員定数のまず算定指標、条例で500名となっておりますけど、どうやってこの500名というのを割り出したのか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この500名につきましては、ある一つの計算方法というのがあって、それにのっかって大まかな数字を出される数式があるとですけども、その数式に従って大体700名程度ぐらいという、今の人口でいくと出てきたりするわけですが、条例に500名で決められたというのは、ちょっとその根拠が我々には今になってはわからないというところでございます。

その500名が多いのか少ないのかということも、ちょっと我々にとりましては今のところ多いか少ないかということもまだ判然と、正確に理解できないというところでございますけども、余り少なくなり過ぎても今度はまた活動において難しい面も出てきますし、かといって町外とか職業で通勤をしているとかという方々も入っておられて、現実にお昼の火事とかには来れないとか、そういう方々がいらっしゃって、どれぐらいが一番適当な規模なのかというのは、今後そういうことも、今何人ぐらい町外に仕事に行っておられるとかか、町内でもそういう会社の仕事についておられるとかか、誰が一番身動きができるのかとか、それが果たして何人ぐらいなのかというような、そういうのをちょっと出して見て、総合的に勘案して、定数を今後決めていかなければならない場面が出てくるのではないかと思います。

○3番（所賀 廣君）

この消防団員の算定指標、可住地面積が一番ポイントになると思いますけど、太良町では74.21平方キロ、それに林野などを差し引く、沼地などを差し引く41.95平方キロ、これが一応算定指標の基準となっております。この資料では4段階設けてありまして、コンマ06を掛けたり、一番少ないところではコンマ09を掛けたりして、一番少ない数字に値する人間が512名というふうになっておるわけです。

この算定指標、これは太良町じゃなくて、全国がこの指標に従っているものなんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっとそこまでは理解しておりません。

○3番（所賀 廣君）

私を感じますのは、かなり広い面積でありながら、当然可住地面積も広いでしょうけど、ありながら200人とか300人とかというところもあるわけです。条例からの見直しになると思いますけど、その辺の見直しというのも、充実強化を図る意味からすれば反比例かなという感じはしますが、考え直す一つのチャンスではないかというふうに思います。

今の消防団の各行事に対する参加率、3大行事あたり等を見ても80%前後ぐらいの参加率、出席率になっていると思います。それは町外に出たり、県外は少ないと思いますけど、そういった方たちがどうしても出たいけど出れないという、そういった非常に気の毒な感じでおられる団員さんもあると思うわけです。その辺も十分調査をし、聞き取りをして

定数削減というふうな考え方は、ある意味有効ではないかというふうに思いますけど、まずその辺の考えはどうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

議員おっしゃるのは、太良町の実態に応じて今の500名体制を今後見直す、少なくなってもいいかなというような感じで捉えられるんじゃないかということでおっしゃってるみたいですが、いましばらくは、幹部にも聞きますと500名体制を維持していきたいということで、皆さんおっしゃっておるところでございます。

一つの調査なんですけれども、今その被用者と言われる、いわゆる会社に勤めておられる方々が、その500名の団員のうちにどれぐらいを占めておるかということ、今366名というのが、500名のうちですね、これを割り返しますと73.2%の方がいわゆる被用者という、会社勤めの方という状況でございます。

この数字をどう考えるかなんですけれども、現実にお昼間に火事があった場合に、さっと会社勤めをやめてこの現場にどれぐらいの人が駆けつけられるのかというような、そういうのを実際に太良町内に勤めている人もいらっしゃるでしょうし、鹿島とか諫早とか、そういうほうに勤めていらっしゃる方もいらっしゃるでしょうから、現実には実質稼働はどれぐらいなんなんだというのも調査しながら、実際の、今後ですけれども、定数をきちんと決めていく一つの参考にはしなければならないと思います。

○3番（所賀 廣君）

仮に定数削減になった場合、450人でしょうかというようになった場合に、じゃああと50人をどうしようかという考えか方も出てくって思うとです。そうした場合に、それこそ地域の方と連携してということを考えれば、消防団を卒業したOBの方もたくさんまだ元気に動いておられる方もおられると思います。その辺も十分公務災害の問題等も含めて考えてみてはいいかなと思います。

それと、もう一つ考えられるのは、全国の消防団約2,230消防団があるわけですけど、その中で女性消防団を採用している消防団は1,335団、実に60.1%が女性消防団員を採用されておられます。視察いたしました宮崎県の川南町でも、ある部に5名の方が、ちょっと高齢といいますか、60歳代でしたけど、消防団員としてそこに所属されております。この方たちは、例えば火災のときに現場に行って働くとか云々じゃなくて、いろんな動き、避難誘導訓練があればその誘導をしたりとかしておられるわけです。

どうやって入られましたかと聞きましたら、自分たちが入団を希望されたということです。これだけ全国に、約60%ぐらい女性消防団の方が所属しておられるということであれば、結構いい数字だなというふうに思うわけですけど、この辺はもっと積極的に考えていく必要があるかなと思いますけど、どうですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その件は、先ほど、今の太良町の幹部に諮ったところが、まだ時期尚早ということで、もう少し先延ばしにしていたいただきたいという要望もありますし、でもその間、もうこれは定数を確保できなくて、ぎりぎりのところになる以前から、どうやって女性の方を消防団に入れるかということは、前もって研究しながら、こういうふうにやっぺいこうということをしながら、行き詰まってしまったときにあたふたするんじゃないなくて、事前からそういうことを勉強をしときましようという方向で、今動いておるといふこととございます。

ですから、遅かれ早かれ女性消防団といふのを、今佐賀県でも女性消防団がないのが多分太良町も入れてあと一つぐらいだと思ふもんですから、女性消防団の導入については、消防団の幹部も後ろ向きじゃなくて、前向きなんですけども、今のところはもう十分500名が足っているといふことと入れない、まだそれはつくらないといふことになっているだけのことだと思ひます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

これは、ある部の、次は多分私が部長でしようといふ方からお聞きしたとですけど、団員確保はかなりきつかもんねといふことと、先ほど私が言ひました消防OBの方だとか、あるいは女性の消防団員さんといふのを、今後部長会、幹部会、役員会あたりがあつたときには、ぜひ考へてみてもらひたいといふ意見を出しますといふことも聞いておりますので、その辺、前向きにお願いしたいと思ひます。

それから、この法の中に盛り込まれております消防団の処遇、優遇、この活動の充実強化が盛り込まれております。先ほど申しましたが、視察しました川南町でも団員さんが商業店舗で割引などのサービスが受けられる応援事業所制度、この導入を検討中だといふこととしました。団員さんがどこかの商業店舗、お店に行つて買ひ物をすれば割引を受けられるといふ、ある意味これは優遇措置だと思ひますけど、そういうことも考へておられるようですが、太良町で考へられませんか、どうですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この件は、その川南町だけでやっぺられるのかどうかちよつとわかりませんが、太良町だけではちよつと考へにくいといふか、キャパが小さいかなといふ、私個人的な意見とございます。これは、もとの藤津郡とか杵藤地区とか、そこら辺まで広げたところと実施するならば、結構団員さんの、入る動機になるのかどうかわかりませんが、優遇制度にはなるかなといふ感じはいたします。

### ○3番（所賀 廣君）

エビでタイを釣るわけじゃありませんけど、消防団に入ればこういった優遇もあったたいなという、ある意味意識の高揚といいますか、そういうことにもつながるかもわからんということで、検討していただきたいと思います。

それから、26年度の地方財政の措置として、地方交付税を人口10万人当たり1,000万円の予算措置がなされています。1万人に対して100万円ということですので、太良町で考えられるこの地方財政措置は、じゃあ交付税としてもらえるのは100万円ぐらいかなという感じがしておりますが、これも大幅に増加されるという傾向にあります。

この辺も踏まえて、じゃあお金が来たわ、何に使おうかじゃなくて、具体的にその辺、考えておられるのかどうか。

### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この法律を施行後、どれぐらい交付税とか補助金とか、どういう形でそれを、またどれぐらいの規模で来るかというのがちょっとまだ定かではありませんけれども、とにかく消防団の編み上げの靴を今回新年度予算のほうには、今半長靴というのを消防団員の皆さん履いていらっしゃるんですけど、ちょっと機能的ではないということで、編み上げの靴を、これは鉄が入っておる靴で、くぎを踏んでも別に底から足をけがするとか、そういうことがないように編み上げの靴なんですけど、それを一挙に全部というわけじゃなくて、5年ぐらいの間に全団員に順次支給していこうというようなことを考えておりますが、それは財源的には県のほうがそういうことを補助をしますということなので、県のほうの補助も今のところどれぐらいの補助をしてくれるのかというのがまだ定かではありませんので、今回はまだ自主財源で全部購入という、途中で補助がつけば補助金に切りかえるというような、そういう形をとらせていただいておりますが、それとか、夜間に消防団員が溝とかに落ちたりしてけがをしたりするのを私も現実に見ておったりして、上司のほうからヘッドランプを支給してやったらどうかとか、そういうさまざまな、現実に現場で要るようなものをまずきちんとそろえていくというような方向で、今考えておるところでございます。

### ○3番（所賀 廣君）

これは機材の充実になると思いますけど、視察しました川南町、川南町ばかり申し上げますけど、あそこが14部あって、その中で13部が発電機所有になっているわけです。どこの自治体、市町村も大体消防団の機材の整備としては、備えとしては似たようなところがあると思いますが、ただ一つ、ふっと思いましたのが発電機を、14のうち13持っておられるわけです。じゃあどれぐらいの容量かわかりませんが、これは別に火災だけじゃないわけですし、遭難者の捜索だとかそういったものにはある意味非常に役立つものでないかというふうに思うわけですけど、この辺、25年、26年度で当初予算を含めて約34億円ぐらいの交付税

を計上されておりますので、その辺を、入退団後でもいいですから、役員会あたり等にも諮っていただいて、どうかというふうな、お互いの検証会をやっていただきたいと思いますが、どうですか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

当然、そこら辺の補助金がどれぐらい来るとか、そういうのが固まってくれば、役員と幹部さんに諮って、どういうものをきちんと整備していくかというような話し合いは、当然したいと思っております。

**○3番（所賀 廣君）**

それにつけ加えて、これも機材の一部になるかもわかりませんが、今の太良町消防団では各部が積載車なりポンプ車なりに、移動式無線を持ってお互いの通話ができるようになっておりますけど、この新たな基準の中にGPS機能がついたタブレット端末も備品の中に追加するというふうに法律でなってるわけですが、これは団員さんが災害情報とかあるいは自分の位置を正確に把握して、的確に行動できるというふうに思われるわけですが、これも先ほどの発電機の件も含めて考えてみてはどうかというふうに思いますので、その辺も含めて検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、消防団員の処遇の改善の一つと思えますけど、退職報償金を一律5万円引き上げ、最低支給20万円となっておりますけど、これは消防団に在団期間、在籍期間といえますか、これは何年以上が対象になりますよとか、そういったことなんでしょうか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

それは、まず5年以上在籍をしておいてもらわなければならないということでございます。

**○3番（所賀 廣君）**

じゃあこれ仮に5万円としましても、退団者に支給するわけですから、そう安い金額じゃないというふうに思います。これは各自治体で負担するということですか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えをします。

これはまず、全国の消防の共済組合のほうに負担金を納めて、その共済のほうから退職者に対して退職支給金があると、毎年そういうことになつとるわけですが、今回に限っては、5万円ふえたにもかかわらず、共済のほうは負担金のほうはふやさないという通知が来ております。その意味がちょっと理解できないわけですが、その5万円の差額が当然出てくるわけですので、どういうふうになるのか、ちょっと後ほどきちんと調べてみたいというふうに思います。

**○3番（所賀 廣君）**

ちょっとなかなかわかりづらいんですけど、太良町ではこの共済組合基金として約900万円ぐらい毎年捻出しているというふうに思います。消防団員が全部やめるわけじゃありませんけど、全国的に見ても約87万1,000人ぐらいの消防団員がおられるわけです。それなりに退職していかれる方が多いわけですけど、これは恐らくその共済組合としても東日本大震災だとかで、かなり底をつくといいますか、お金を使われたんじゃないかというふうに思います。にもかかわらず5万円引き上げる。で、自治体は負担しなくていいよということは、国がじゃあ負担しましょうというふうになってるわけですか、県の見解とか町の見解はどうですか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

そこら辺が今のところまだよくつかみ切っておりませんので、今後それを調査してみたいということで、先ほど答弁をいたしたところでございます。

**○3番（所賀 廣君）**

この機能の充実とはちょっと違いますが、今の防災無線、指令センターから通報される防災無線、この通報のあり方を考え直す必要があるというのは、かなり多い住民の方から非常にわかりづらいと、どこどこ地区南南西何メートルだとか、そうじゃなくて、どうせわかることやっけん、ぴしつと言うたほうがよくなかかという、全部が全部じゃないかもわかりません。いろんな個人情報の問題だとかでありますけど、その辺も意見が結構多く聞かれるわけですけど、この辺は杵藤の消防本部あたりと話し合いをして、どうかなと思います。

**○副町長（永淵孝幸君）**

今の件は、私も実は広域圏の会議でそういったことを申し上げました。これ、やはり言ってあれですけど、この前たらふく館の火災のとき、南南西1メートルてたらふく館から1メートルて、そりゃあたらふく館やろうもんというふうなことで、町民からもいろいろ苦情があったり問い合わせもあったと。それで、話をしたところ、やはりそのシステムを改修するには、かなりの多くの金がかかるという広域圏の中での話でした。

それで、何でもかといったら、やはりきょうはこの家にはAさんが住んでたと、しかし翌日はBさんにかわってたというふうなこともあって、なかなかそういった情報も的確につかめていないというふうなことがあって、何の何がしさんとは言えないというようなことがありまして、ほかの市町にどういう対応をほかのところはしておられますかと言ったら、そのときは白石町の副町長が、実はうちの場合は、現場に行ってお金がどこどこ確認ができれば、再度役場のほうから、今度は役場の防災無線を使って、こういったふうにしてどここの何々さんとか、どこどこ付近でとか、そういった二次的な放送をしておりますということだったので、うちのほうも、それは以前から町長からそういった話もされておったわけですけども、やっていなかったもんですから、やはりそういったことを再度するようにとい

うようなことで、今総務課のほうにも指示をしたところでございます。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

消火活動に消防団員が行く場合に、一応その通報を聞いてまず出るということで、どここの何メーターぐらいで、全然場所がわからんばってん、まず行きよけばよかろうということでの移動式無線の採用にもつながったと思います。

やっぱり多く聞かれるのは、もし自分が知ったうちやっぎといち早く駆けつけんばいかんし、どこかわからんぎと行きようもなかというふうな感じもありましたので、先ほど副町長が言われました、場所等々わかれば、すぐにじゃなかるうけど、ここの町から防災無線で働きかけるというふうなものいいかなというふうに思います。

確かに言われましたように、杵藤の本部のほうに行きましたときにその通報システムを見ました。肉声じゃないわけですので、かなりシステム改良には膨大なお金がかかるというふうに聞いてはおりますが、それでも考える必要がありはせんかなというふうに思いましたので、この辺、協議を進めていっていただきたいというふうに思います。

もう一点、消防団の団服、訓練服、これは今度の法律の中に何か具体的にこうしようというふうなものは盛り込まれておりますか、訓練服に関して。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

今回の改正の中に、消防団の服も、今現在支給しているものとは全くまた違った服を支給する予定ということ、今度は柄がまた変わってしまうんですが、そういう通知は来ておりません。

**○3番（所賀 廣君）**

支給する予定ということは、実際の負担がないという判断でよろしいですか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

いや、それは負担はしなくちゃならないというふうに思います。

**○3番（所賀 廣君）**

実は、今も目につくわけですけど、以前の訓練服は全部濃紺の無地の色やったんですけど、今、恐らく新入団員さんから優先的にというか、随時何かオレンジ色が入った服が支給されていると思います。多分これは平成19年ぐらいから支給されてると思います。当時見ましたときに、あれ何でやろか、何人じゃいしか着とらんたいというふうに感じたわけですけど、これの今現在の団員さんの中で、何割ぐらいがあの服を着ておられますか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

19年ぐらいからちょっと柿色が入った訓練服なんですけども、大体どういう方に支給するかと申しますと、新しく入ってきた消防団員の方に支給をして、順次変えていこうということでやってるわけですが、20人ぐらいです、毎年、おおよそなんですけど20人ぐらいの入れかえがあったとして、6年で120人ぐらい、ひょっとしたら200人ぐらいはいつてるかもしれません。ということは、4割からそれぐらいが今の段階での新しいものになっておるといふふうに思います。

**○3番（所賀 廣君）**

今度国が支給する、当然自治体の負担もありますということですが、全てが変わっていくということですが、例えば防炎力に勝ってる、防水力に勝ってる、そういった服なのか、それも従来どおりの生地でさほどかわりばえのない、ただ色に変化をつけたというだけのものなのか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

今のところまだそこまでのちょっと情報を持っておりませんので、それがさらに耐火性があるとか、そこら辺は今のところ資料を持ち合わせておりません。済みません。

**○3番（所賀 廣君）**

疑問に思いますのが、例えば太良町では20人、多いときで30人ぐらいの新入団があるかわかりませんが、今19年から計算しましても約7年ぐらい、ということは多く見積もっても140着ぐらいがあつた服になってるということですね。

今度新しくなるということは、今までの服が全く無駄になってしまうわけですね。もう耐火構造になっていたりすれば別ですけど、そういったところが何も無いままに、また新しいのというのは、何か非常に無駄なような、国が考えたことですからそうなるのかも思いませんけど、全く無駄なような感じがするわけです。じゃあ前の服はどがんすつとということ、この辺はどういうふうに考えたらいいのですか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

今通知が来ている分については、とにかく変えることにしたということだけでございますので、そこに今までやってきたのをじゃあどうするんだとか、具体的に対応策とか、そういうのがちょっとまだ見えておりませんので、ちょっとここでは何とも申し上げにくいんですが、通知だけは来ておるといふことだけは申し上げたいと思います。

**○3番（所賀 廣君）**

その辺、一体どういう流れなのかというのを把握しながら、言うべきことは言うていただいて、お願いしたいというふうに思います。

最後の質問になりますが、以前、議案審議の中でも、あるいはこの一般質問の中でも質問

としてしましたが、海拔の表示を書いたモニュメント、水準点も一緒に書いたらどうですかということで質問しておりましたが、その時点では、課長の答弁では非常に前向きで、いつできるのかなというふうに大いに期待しとったわけですが、これはその建設計画は今現在の進捗はどうなんですか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

これにつきましては、ちょっともう実施をしないということでございます。それにかわるものとして、避難所の今表示板を、この3月14日までが工期なんですけど、その避難所をあらわす看板に、ここが今海拔何メートルですというのを全て入れておりますので、それをかわりというか、そういう形にさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

**○3番（所賀 廣君）**

一番初めにこの質問をするときに、ちょうど七浦方面へ行くときに、右側にびゅうっと、地上から何メートルという表示だと思いますけど、あれがありまして、そこが一つのきっかけになったわけなんですけど、この有明海で想定される地震というのはかなり低いだろうと。あっても、今現在でも熊本県沖でマグニチュード2とか3ぐらいな微弱な地震があるわけなんですけど、必ずしもそれだけで済むとは思いません。それはプレートの関係で多分少ないだろうというのはわかりますけど、想定外あったときに、じゃあ津波何メートルですよというて一目瞭然というのは、やっぱりあれぐらいの大きなものを置いて、ぴしっと表示しておけば、ああこれぐらいの高さになつとんやなというのは住民の方も一目瞭然です。

この辺も視野に入れながら、危機感を持っていただくためにも、ある意味、非常に必要というか、いいことじゃないかなというふうに思うわけなんですけど、これは一応取りやめじゃなくて、その表示板で海拔何メートルはわかりはすっですけど、小さか表示板でわかりづらいと思うわけです。その辺、前向きに検討できませんか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えいたします。

先ほど申しました、避難所の看板を取りつけて、大きさはある程度大きなものができるわけですが、それを見ていただいて、こちらもそれをちょっと見て、どうするかというのは今後のまた検討課題ということにさせていただきたいというふうに思います。

**○3番（所賀 廣君）**

川南を視察したときに、あそこ想定高さ13メートルだとか17メートルだと言われていました。本当に生々しい現場に立って視察をしたわけなんですけど、そこには表示がしてある。小さい表示でしたけど、消防格納庫、向こうでは消防機庫というらしかですけど、そこに表示があったりとか、じゃあ避難場所、そこから何メートルの高さに避難しましょうというところまで行ったときに、ここが何メートルの高さです、じゃあそれから上が大丈夫ですというふ

うに、何か非常にわかりやすいような、小さかったですけどしてあったわけです。ああいうのを見れば、住民さんも危機感を持って考えていかれると思いますので、この辺をもう一回、再度検討をお願いしたいということで、私の質問を終わります。

○町長（岩島正昭君）

今、所賀議員からのお話がありましたように、川南町のこと、私は総務課長に指示をしているのは、各行政区に消防詰所がございますですね。あの詰所の位置に看板等をつくって、避難箇所の経路、そこで何の避難箇所ですよというふうな、そういうふうな経路、看板等を上げろというふうな指示をしております。

それで、もう一つは、標高につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、私もせないかんと思ったのが、海岸べたに、例えばたらふく館、太良病院、庁舎、しおさい館、ああいうふうな海岸べたの公共施設の位置にはそういうふうな海拔何メートルというふうなプレートも必要じゃないかなというふうに思っています。

山間部はもう、太良はこういうふうな標高が高いもんだから、最低それだけは設置せないかんのだろうなというふうな、今後検討課題として前向きに検討していきたいと思います。

○3番（所賀 廣君）

以上で終わります。

○議長（末次利男君）

これで1番通告書、所賀君の質問を終了します。

引き続き、2番通告者、江口君、質問を許可します。

○2番（江口孝二君）

議長の許可が得られましたので、通告書に基づき質問いたします。

太良高校の在校生の78.4%に当たる145人が通学路として利用している、町道江岡・陣ノ内線は、車両の通行も多く、歩道、車道の区別もなく危険箇所も見受けられます。特に日没後の近精度はゼロに等しい状態です。現在、多良駅と太良高校の間には31個の防犯灯が設置されていますが、樹木の陰になったり方向が違ったり、高さが8メートル以上あったり、防犯灯の間隔が60メートル以上あったり、その平均の明るさは7.6ルクスしかありません。

そこで、多良駅から太良高校までの防犯灯の明るさを、日本防犯設備協会が指定する4メートル先の歩行者の顔の向きや挙動がわかる設置基準のクラスBにできないのか。また、災害時、町が指定している避難箇所になっている学校等の周辺の明るさをクラスAにできないのか。

また、太良町には行政区が55地区あります。その地区と地区の間には防犯灯の未設置箇所が見受けられますが、そのほとんどの道路が通学路として使用されています。住民や子供の安全のため、早急に防犯灯を設置できないかをお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

江口議員の防犯灯についての1番目、多良駅から太良高校までの防犯灯の明るさを、日本防犯設備協会が定めている、クラスBにできないかということについてお答えをいたします。

現在、多良駅から太良高校までは十数メートルごとに防犯灯が設置されておりますが、議員言われるとおりに、決して明るくはなく、地区と地区との間の人家がないところでは多くの方が不安や怖さを感じられるかもしれません。ただ、議員が言われるクラスBの明るさ、いわゆる4メートル先の歩行者の顔の挙動や姿勢等がわかる明るさにすることになると、現在の防犯灯をもっと明るいものにかえたり増設したりと、さまざまな対応策を考えなければなりません。

議員御承知のとおり、防犯灯の設置につきましては、多良地区、大浦地区、それぞれの防犯協会が一定の補助金を出しており、地区の設置費用の軽減に寄与しておりますし、電気代につきましては各地区が負担をされておりますので、これらの関係者間で今後のこの通学路の防犯灯のあり方等について協議をしていただき、その中で町が協力できるものがあれば協力していきたいというふうに思っております。

2番目の、学校等、町の避難所になっている建物の周辺をクラスA、いわゆる4メートル先の歩行者の顔の概要が識別できる明るさにできないかという件でございますが、これにつきましては、今年度の事業で各避難所に避難所を示す看板を設置予定でございます。この看板は、その看板自体が発光する物質でできており、その設置状況を見てから判断させていただきたいというふうに思っております。

次に、3番目の地区と地区の間の防犯灯の設置についてでございますが、この件につきましては、設置の必要性があるのかないのか、財政的な面や費用対効果の面から、役場担当者の間でもこれまでしばしば検討課題となってきた問題でございます。その結果が現在の防犯灯の設置状況となっているのではないかというふうに推測をいたしておるところでございます。ただ、そのような現状があるとしても、各地区あるいはPTA等から箇所指定の設置について相談があり、その中に町が対応すべきものがあれば、町としても対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

## ○2番（江口孝二君）

町長の答弁では、防犯灯は多良地区、大浦地区の防犯協会が補助金を出して各地区で維持しているから、関係地区同士で協議をしてもらい、町としてはその成り行きを見守り、協力できるものは協力したいとのことですが、防犯灯については、条例等にも記載されておらず、どのような取り扱いになっておりますか。

また、防犯灯は大半が地区の維持管理だと思いますが、そのほかに維持管理しているところがありますか。

## ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、防犯灯に関する設置基準とか取扱規定とかは、一切ないというのが現状でございます。現在は、多良地区、大浦地区にそれぞれ防犯協会というのがございまして、各地区からそれぞれの防犯協会に納めていただく防犯協会費、これは地区住民の方々からいただいた金額であります。それと町と鹿島地区防犯協会からの補助金を活動資金として活動をしておるところでございまして、各地区から防犯灯設置補助金申請が出されたものについて、補助金を支給しているというのが実態でございます。電気代の負担等維持管理は、各地区が行っているというのが通常でございます。

また、維持管理は地区のほかはどこがあるのかということでございますけれども、あと維持管理をしているところは、町と防犯協会でございます。

以上でございます。

#### ○2番（江口孝二君）

今、町と防犯協会が維持管理していると言われましたが、またその理由はなぜ地区じゃないのか。また、その場所はどこなのかお尋ねします。

#### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

原則は、各地区が維持管理をしていただくということになっておるわけですが、どうしても各地区で、ここに設置をしたいですがどここの区長さんよろしいでしょうかといっても、いや、そこはうちじゃなかろうとか、そういう話がありまして、どうしても各地区で調整がつかないという部分がございます。そういう部分につきましては、その防犯灯の公共性と申しますか、防犯上どうしても各地区以外が設置せざるを得ないと判断したときは、町が設置するなり、あるいは防犯協会が設置すると。そして、その管理もまた行うというようなことになったものがあるということでございます。

場所につきましては、防犯協会分が4カ所、それから太良町が11カ所持っておるということでございます。

#### ○2番（江口孝二君）

私の質問に対して、町の答弁は同じような内容になっていると思いますので、まとめてちょっと質問したいと思います。

地区と地区間の防犯灯設置については、設置の必要性や財政面、また各地区やPTAからの相談等があれば対応していきたいと答弁されましたが、教育委員会が作成している生徒の生の声を取り入れた安全マップ図というものは御存じだと思いますが、その中に、街灯がない場所とあるのは知っておられますか。

#### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

存じております。

○2番（江口孝二君）

学校教育課長にお尋ねします。

このマップ図です。これは多良の小・中学校の分、2カ所記載されてありますけど、これは何年から記載されていますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

設置要望が上がってきましたのは、平成20年度でございます。

以上です。

○2番（江口孝二君）

平成20年に上がったということで、そのままになっていますけど、このマップに記載されている街灯のないところは、必要性はないからそのままほったらかしにしてあつとですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まことに申しわけないですが、設置の必要はあると思いますが、どうしたわけかそこが漏れておるといような、そういう状況でございます。

○2番（江口孝二君）

もう一つ、事例がありますので、ちょっとまた学校教育課長にお尋ねします。

大浦中学校が発刊している学校だより、平成26年1月27日号ですけど、この中に通学路についてというのがあって、安全を確保するために通学路を変更すると記載されています。そもその発端は、PTAからの街灯設置についての要望があつたと聞いておりますが、それは事実ですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

昨年8月末に学校関係者4校でPTA、学校長で回っておられます。その段階で8月末に要望があつております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

8月にあって、結果的に通学路を変更したということですけど、先ほども言いましたけど、そもそも街灯をつけてほしいという要望だつたと今言われましたけど、これは誰が学校関係者か、誰がそういうふうに変更を指示されたんですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

議員御指摘の、大浦中学校から亀ノ浦方面の海側の道でございますけど、これは教育長の

ほうに設置要望がありましたのが8月末でございまして、その後、新年度予算に反映させるかどうかということで内部で検討いたしまして、現地において学校長、私ども教育委員会を含めて現地を見させていただきまして、最終的には学校長の判断でございますけど、要するに通学路にするのは、死角があって不審者とか変質者とか、そういった対応も含めて通学路にするのは不適切ではないかという判断で、正門から帰ってもらうということで、保護者に一斉に通知をして、2月から通学路変更ということで対応しているところでございます。最終的に学校長、現場の声を反映させたところでございます。

以上です。

#### ○2番（江口孝二君）

学校長の判断ということですけど、賢明な判断だと思います。ただ、根本的にPTAから上がってきたものには解決はなっておりません。今言われたルートを変更したということですけど、私が参考資料として提出しているものの中に、207号線から大浦中学校までの防犯灯の数と明るさと距離を書いたところを提出しております。それを参考にして見てもらえばわかると思います。決して、太良高校と同じで、明るさも平均では8ルクス、近精度もゼロに近い状態です。

今の2件の事例を解消するためには、今のままでは補正を組んで議会に提案し、承認をもらわなければならないと思いますが、何かほかに方法がありますか。

#### ○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

今の2件については、学校から設置要望、PTAからの件でございますので、私のほうで御答弁をさせていただきますけど、基本的に横の連携がとれていなかったケースではないかと思っております。

学校教育課、総務課の防災担当とか、防犯協会あたりも踏まえたところでこういう事案が、設置要望等があったときには、まずその段階できちとした検討が必要ではなかったかと思っております。その後、その決定というか、方向性を踏まえて上司と協議をするような流れが筋ではないかと思っております。

最終的にそこでそういった会議の中を経て、当初予算が適切なのか、緊急性において補正を議会にお願いするのか、そういった流れを踏まえたところで、過去、平成20年度ということでもございましたけど、この間、5年、6年たってきておりますけど、今後はそういった連携をとりながら対応をしていって、方向性を見出していきたいと思っております。

以上です。

#### ○総務課長（毎原哲也君）

私のほうからちょっと補足と申しますか、答弁をいたしたいと思っております。

議員がおっしゃるには、その方法はもう議会に提案するしかないんじゃないかということ

をおっしゃってるわけですが、実際は防犯協会のほうに、例えばこういう場合は大浦地区の防犯協会に申し入れて、そこで設置をするという方法もあることはあると思いますけれども、もしそこに電柱等、そういうものがなければ結構予算がかかってしまうということで、とても大浦地区とか多良地区の防犯協会が負担できるような額ではございません。したがって、そういう場合は、もう町の予算に計上して設置するというのが筋ではなかろうかというふうに思います。

以上でございます。

**○2番（江口孝二君）**

それだけのことがわかっておられるのであれば、当初から予算に組み入れるべきであると思います。また防犯協会にも町のほうから5万円、今度の新年度も5万円だと思いますけど、の補助金ではとても対応はできないと思います。そこら辺はどう思われますか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

先ほど申しましたように、多良、大浦の両方の防犯協会では、なかなか全てを対応するというわけにはいかないというふうに思っておるところでございます。

**○2番（江口孝二君）**

第4次太良町の総合計画です、平成24年から31年度の、99ページのところに記載されている中で「快適・安全に暮らす生活環境づくり」の中に、交通安全、防犯の充実があります。その中で、目標値まで掲げて、必要な防犯灯の整備と維持管理を進めますと記載されています。

しかし、答弁では、関係者間で協議をしてもらい、その中で協力できるものがあれば協力したいと言われましたが、その総合目標値を達成するためには、町がリーダーシップをとって、防犯協会や各地区や学校等と早急に協議する場を設ける必要はないでしょうか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

これまでが、原則論を申し上げますと、先ほどから申し上げてますとおり、防犯協会が大体防犯灯を設置するものと。電気料については各地区の区が払うというのが大原則という条件になっておりました、それが今までの歴史となっております、この第4次総合計画の中に述べておりますのは、そこを大体主体にしてというような感じで作ったわけですが、よくよく考えてみますと、町がやっぱりそこら辺にきちんと入って、こういうふうにしていきたいという方向を出さねば、なかなか動かないかなというような、議員御指摘のとおり、そのように思っているところがございます、今後はこちらも積極的に区のほうとか、いろいろ話し合いをやって、対応をしていきたいというふうに考えます。

**○2番（江口孝二君）**

この総合計画に書いてあつとは建前であつて、きょうの答弁が本音で、そういうふうにもとられるおそれもあると思いますので、全ての面にして、もう一回再度確認をしてもらいたいと思いますけど。

それでは、財政課長にお尋ねしますが、12月の議案の78号で、太良町条例の改正の中で承認された防災のための施策、500円の増額、年間にして200万円、これ平成26年から10年間で35年までの10年間増額されますが、相当な額になると思いますけど、この財源は特定の防犯灯の設置等に使用できますか。

**○財政課長（川崎義秋君）**

お答えします。

議員御指摘の市町村民税の500円につきましては、市町村が実施する防災、減災事業の財源とするということになっております。この防災、減災事業の中には、避難路というのがメニューに入っておりますので、防犯灯ということではなくて、避難路の道路照明の整備という位置づけで実施する場合は、対象になるというふうに考えます。

**○2番（江口孝二君）**

利用しようと思えばやり方によって利用できるという解釈でいいでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それであつたら、10年間増額されますので、この財源を利用して中期的に5年ぐらいをめどに計画を立てて、防犯協会に対応できないところを、もちろんできるものもあると思いますが、できないところは予算に上げてもらって、解消することは可能ではないでしょうか、いかがでしょうか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

先ほど議員がおっしゃったように、できるところできないところはあるかもしれませんが、それは可能ではないかというふうには思います。

**○2番（江口孝二君）**

最後になると思いますが、町長にお尋ねします。

今までのやりとりでおわかりと思いますが、防犯灯の設置要望があつても、現状はできていない状況です。町がやっぱりリーダーシップをとって、中期的な計画を作成して、財源の一部を利用して住民や学校等の要望に応じる体制づくりをつくることはできませんか。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えをしたいと思います。

る議員との答弁と質問とのやりとりの中で、本当に内部が横の連絡がとれてないなというふうなことを実感をしております。今までは各担当課長が申し上げましたとおりに、役場あるいは区、多良地区の防犯協会、あるいは大浦の防犯協会等々でるる面々で整備等を

やっておりますけど、町がリーダーシップをとって、これを機会というたら失礼ですけども、設置基準や対象をきちんと見直して、防犯灯設置については敏速に対応できるような内部調整を今後やっていきたいというように思います。

以上でございます。

○2番（江口孝二君）

早急な対応をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（末次利男君）

これで2番通告者、江口君の質問を終了しました。

暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

引き続き会議を再開いたします。

3番通告者、田川君、質問を許可します。

○1番（田川 浩君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問いたします。

私の所属します総務常任委員会では、ことしの1月末、大分県の九重町に視察研修に行ってきました。視察目的は、特定健診を中心とした健康づくりについてでした。今回はこの研修結果を踏まえ、また本町の健康づくりについて、特定健診だけではなく、総合的な観点から質問をしたいと思います。

健康づくりは、まず適正な食事を取り、運動不足を解消し、なるべくストレスを引き下げなどして、健康的な生活習慣づくりを行う一次予防と、健康診断や人間ドックなどで病気を早期発見、早期治療を行う二次予防に総合的に取り組むことが重要と考えます。

そこで、以下の点について質問します。

1、特定健診について。

(1)受診率などの現状と受診率向上についての施策について。

(2)受診率向上策として従来の健診項目にプラスして、例えばピロリ菌検査などもできないか。

2つ目は、食育推進事業についてです。

(1)食育推進事業の現状について。

(2)本町において高血圧患者率が県内でも非常に高いと聞く。長野県が減塩による食事の普及で効果を上げているが、本町でも推進できないものか。

3つ目、スポーツ活動の推進について。

(1)一般町民の定期的なスポーツ活動の現状について。

(2)手軽にできるウォーキングの普及とその環境づくりのため、健康広場のような、夜間も防犯灯がありウォーキングができるような場所を町内にふやしてはどうか。

4つ目、健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると、特典を利用できる健康マイレージ制度の導入は考えられないか。

以上、答弁をお願いします。

#### ○町長（岩島正昭君）

田川議員の質問の健康づくりについてお答えをいたします。

1点目の特定健診についての1番目、受診率などの現状と受診率向上の施策についてでございますが、特定健診の受診率につきましては、平成23年度40.4%、平成24年度42.7%、今年度は1月末報告現在で44.5%と増加をいたしております。

受診率向上に向けては、健診受診者に健康関連グッズを配布するなど、多くの方が健診会場においていただけるように努めております。また、過去に一度も受診されていない方を掘り起こし、直接通知を差し上げたり、各地区の保健推進員の皆さんに御協力いただき、未受診者の受診勧奨をお願いしますなど、個人に直接アプローチすることを心がけました。さらに、各地区の健康受診状況を、不定期ではございますが、回覧して受診率の向上に努めております。

次に、2番目の受診率向上策として、従来の健診項目にプラスしてピロリ菌検査などできないかということでございますが、ヘリコバクターピロリ菌については、厚生労働省が策定する平成24年度からのがん対策基本計画の中で、初めて胃がんと関係が取り上げられ、ヘリコバクターピロリについては、除菌の有効性について内外の治験をもとに検討しております。町といたしましても、今後の検討課題と考えております。

次、2点目の質問、食育推進事業についてお答えをいたします。

食育推進事業につきましては、現在町と食生活改善推進協議会の皆さんと協働により、幼児期から一般まで、幅広く栄養、食生活等の正しい知識の普及、調理実習などを行い、推進に努めているところでございます。

次、2番目の高血圧患者が多い太良町の現状で、減塩による食事の普及で効果を上げている長野県での取り組みを、太良町でも推進できないものかについてでございますが、減塩運動につきましては、過去に各行政区を巡回し、調理実習や知識の普及啓発を実施してきた経緯がございますが、なかなか浸透しなかったのが実情でございます。

ただ、今回の地区健診により、改めて高血圧受診者が多いことが再確認できましたので、現在高血圧予防をテーマに対策を協議中であり、行政、食生活改善推進協議会の皆様、保健推進員の方々など、関係者と協議し、協働により取り組んでいけたらと考えております。

次に、3点目のスポーツ活動の推進についての1番目、一般町民の定期的なスポーツ活動

の現状についてであります。スポーツ活動を行う目的は、大きく2つに分かれるものと思  
います。

1つは、競技力の向上を目的とした勝負にこだわり、優勝やナンバーワンを目指して行う  
競技スポーツだと思えます。もう一つは、楽しんで健康、体力づくりを行うことを目的に、  
仲間づくりなど、いつでもどこでも誰もが楽しめる生きがいつくりのスポーツだと考えてお  
ります。

一般町民の活動状況でございますが、競技スポーツにつきましては、町体育協会や各種目  
部が主体となり、各種大会や教室を開催し、競技のレベルアップを図るとともに、年2回、  
県レベルの大会である、さわやかスポーツレクリエーション大会や、県民体育大会へ多くの  
選手を太良町代表として派遣して、他の市町とさまざまな競技で太良町の名を高めるため、  
優勝を目指して頑張ってください。

また、楽しんで健康、体力づくりを行うスポーツについてでございますが、総合型地域ス  
ポーツクラブ「よかつ太良クラブ」を平成24年2月に設立いたしました。このクラブは、自  
主企画、自主運営によるスポーツ、文化活動を通して、人づくり、健康づくり、仲間づくり  
など、地域のスポーツ及び文化の普及、振興に寄与することを目的といたしております。

現在、4つのスポーツ教室が週1回のペースで楽しく活動されているところでございます。  
今後につきましても、町民の競技力向上や健康、体力づくりなど、スポーツの振興に取り組  
んでいきたいと考えております。

次に、2番目のウォーキングができる場所を町内にふやしてはどうかということござい  
ますが、基本的にウォーキングを実施されている多くの方は、自己の意思と責任において、  
自由に活動時間や活動場所などを選定して、健康づくりの一環として取り組まれているのが  
現状だと思えます。

ウォーキングの普及につきましては、先ほど答弁いたしました「よかつ太良クラブ」に参  
加していただければ、気の合う仲間とウォーキングクラブや教室を立ち上げて、普及、推進  
ができるものと思えます。また、ウォーキングの場所を町内にふやすことについては、現在  
考えておりません。

最後に4点目の質問、健康マイレージ制度の導入についてお答えをいたします。

全国の自治体を見ますと、健康維持増進、検診受診率向上などを目的に、マイレージ制度  
に限らず、いろんなアイデアを凝らして、さまざまな取り組みを実施している自治体が見受  
けられるようになってきております。議員の意見を参考にしながら、太良町に合った取り組  
みができないか、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○1番（田川 浩君）

それでは、1番目の特定健診について聞いていきますが、その前に、健康づくりについて、

国、県また市町村の動きを見ますと、健康づくりについては、まず国では、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる、活力ある社会の実現を図るため、壮年期死亡の減少、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間、健康寿命の延伸等を目標に、国民の健康づくりを総合的に推進するものとして、21世紀における国民の健康づくり運動、健康日本21を平成12年、西暦でいいますとちょうど2000年から推進をしています。

その健康日本21の基本方針には、我が国の健康づくり対策の中で、従来二次予防と比べてその取り組みが不十分であるとされていた一次予防を重視し、目標となる具体的な指標を定め、行政にとどまらない幅広い関係者の参加、協力のもとに、一人一人の健康づくりを支援していこうとする21世紀における新しい国民運動ですとあり、さらに、健康は守るものという従来の発想を転換し、健康はつくるものという視点に立って積極的な一次予防を推進する。それが健康日本21の狙いですとうたわれています。

そして、国では、病気の発生そのものを防ぐ一次予防を積極的に推進するために、健康増進法を制定し、その健康増進法に基づいてメタボリックシンドロームの診断基準がつけられ、平成20年から特定健診及び特定保健指導が実施されるようになりました。平成25年からはその健康日本21が改定され、健康日本21第二次として適用され、地域間や社会階層間の健康格差の縮小などにも取り組むとされています。

佐賀県においても、健康寿命の延伸と生活の質の向上を基本理念とした、佐賀県健康プランを策定し、生活習慣病を予防するための一次予防対策を推進していて、その一環として、健康アクション佐賀21が実施されています。

また、各市町村におきましても、健康日本21に倣い、その地域に即した健康づくりの計画が作成をされていると思います。1月に私たち総務常任委員会で視察に伺った大分の九重町においても、健康ここのえ21計画という健康づくりについての総合的な計画書がございました。本町にはそういった健康づくりについての総合的な計画書というものはありますでしょうか。答弁をお願いいたします。

#### ○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

本町では、平成22年、23年と2カ年にわたって作業を進めて、24年4月に太良町健康増進計画を作成したところであります。そのダイジェスト版については、各世帯に配布し、周知をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○1番（田川 浩君）

わかりました。平成24年4月ですね。太良町の健康増進計画というのが策定されたということです。

その太良町健康増進計画という中では、健康増進についてこういった項目にどれぐらいの

目標値を定めて推進しているのか、代表的なものだけでもよろしいですので、教えていただけないでしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

計画では、大きく7つの項目を健康づくりの柱として策定をしております。それぞれに目標となる指標等を決めております。

まず、1つ目としまして、栄養食生活の充実、バランスのとれた食生活を身につけましょうということで、主な目標指標としては、食事のバランスを心がけている人ということで、現状の41.2%を60%ということで目標を定めております。

2点目に、身体活動運動の充実、気軽に楽しく運動に取り組みましょうということで、目標としては週3回以上運動をしている人の割合を、現状の17.8%から30%といたしております。

3つ目としましては、休養、心の健康づくりということで、十分な休養、睡眠、ストレスの解消を図りましょうということで、指標としてはよく眠れる人の割合、現状58.1%を目標70%といたしております。

4つ目といたしまして、アルコール対策、お酒と上手につき合いましょうということで、毎日飲酒している人の割合、現状19.6%を目標15%といたしております。

5つ目としまして、たばこ対策、たばこの害からみんなの健康を守りましょうということで、目標、指標としましては、喫煙者の割合を、男性現状55.8%、女性11.8%をそれぞれ男性が50%、女性が7%というふうな目標を掲げております。

6つ目としまして、歯の健康づくり、歯の大切さを知り自己管理をしましょうということで、主な指標としましては、3歳児の虫歯保有率、現状48.7%目標を33%といたしております。

最後に、7つ目としまして健康診査等の充実、自分の健康状態を知って健康づくりに役立てましょうということで、指標としましては特定健康診査の受診率を、目標60%と掲げているところでございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

わかりました。

それでは、1点目、今の太良町健康増進計画の中でも、最後に目標値60%ということで出てきましたけれど、特定健康診査、特定健診について聞いていきたいと思えますけど。

まず、(1)の受診率などの現状と受診率向上についての施策についてですけれど、受診率が目標は今おっしゃったように60%というところなんですが、先ほども答弁でも23年度が40.4%、24年度が47%と、25年度が44ぐらいだろうということで、徐々に徐々に上は上がって

きていると思いますけれど、なかなかこの60%という目標は遠いんじゃないかと思っております、それが現状のようですけれど。この健診を受けてくれない方がいらっしゃると思うんですけれど、どうしてもですね。こういった未受診者の原因の分析とかはされているでしょうか。そこはどうでしょうか。

**○健康増進課長（田中久秋君）**

お答えします。

健康増進計画書の策定に当たって、町民さんにアンケート調査をいたしております。その中で、あなたの健康状態についてお聞きしております、健康、まあまあ健康と答えられた方が78.3%、約8割の方が、もう自分は健康だというふうにお答えをいただいております。健康だから受ける必要がないと考えておられる方が多いのではないかなと想定をしております。

また、健康診断を受けなかった理由についてもお聞きをしております。一番多かったのは、もう受ける暇がなかったという方が42.6%、健康に自信があるからとお答えになった方が9.7%、悪いと言われるのが怖いという方も8.5%ほどいらっしゃいまして、そういった回答をいただいております。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

どんな健康診断にしましても、その方が元気うちに病気を発見して、それで早期治療を行ってもらおうというのが健診の目的ですので、自分が元気ですから健診を受けなくていいだろうとかというのは、本当言ったら意味がないといえますか、わけなんですけど、本当言いますと。でも、そういう方に何とかして受けてもらわなければいけないという現状も片やあると思うんですよね。そういった中で、そういった方に受けてもらわないと、もちろん受診率というのは向上していきませんし、そこが一番問題だと思いますけれど。受診率向上策として、さっきもちょっと答えてもらいましたが、どのようなものをこれまでやってこられたかというのをちょっと教えてもらえますでしょうか。

**○健康増進課長（田中久秋君）**

お答えします。

特定健診の前は、基本健診という形で町民の皆さんの健康診断検査を行ってございましたけれども、その当時は防災無線でもう毎日のように呼びかけて実施をしておりましたけれども、ちょっと余りにも頻繁に呼びかけ過ぎて町民の皆様からも苦情とかをいただいた経緯もあり、防災無線の呼びかけは一事中断をしていた経緯もございますけれども、また再度一昨年からは、ケーブルテレビでも呼びかけを実施をいたしております。

それと、町長から答弁もありましたとおり、各地区別に受診率の状況を中間発表という形

で各戸回覧をして、ああ、自分の地区はこんなに悪いんだというふうな認識をしていただければ、健診においでいただけるのではないだろうかというふうな思いもありまして、受診率の中間発表も回覧をしております。

それと、集団健診の会場においでいただいた方には健康グッズを配布をして、健診会場においでいただくような取り組みも実施をしております。また、個別に対しても受診券を送る際に、その方の過去の受診状況を、過去3年受診されておりませんので今年度はぜひ受診してくださいといった内容を、それぞれ個人別に、きめ細やかな通知に心がけて通知をいたしております。

それと、地区別の受診率の発表も兼ねて、各地区の保健推進員さんの方にも、個別に受診勧奨に当たってもらうようお願いをしたところでございます。

それと、健診結果の保健指導になりますけれども、こちらのほうにはおいでいただけなかった方につきましては、個別に電話による勧誘等も実施をして、とにかく極力個々に当たれるように、きめ細やかな対応を心がけて実施をしているところでございます。

以上です。

#### ○1番（田川 浩君）

防災無線やケーブルテレビでの告知、また健康グッズを配布したり地区別に中間発表をされたり、また個別に通知をしたりということで、さまざまな努力をされていると思いますけれど、我々が1月の末に視察に行きました大分の九重町でもそうでしたけれど、未受診の方に郵便通知や電話で勧奨したり、また家まで出向いて検査を受けてくださいとわざわざ行ったり、どこもやっぱり町でもやっておられるそうなんですけれど、なかなか九重さんのほうでも受診率が上がらないということを知りました。私も、行政が側でやるには、なかなか限界があるのではないかなというのを痛感した次第でもあります。多分40%台でしょうね、が50%近い40%台ぐらいはいけるとは思いますけれど、その辺が限界ではないかなというふうな感触もいたしました。

それで、それ以上に受診率を上げるにはどうしたらいいんだろうということで、私なりにいろいろ考えてみましたが、1つは地区別に中間発表されているのと似た感じなんですけれど、1つは、行政側だけではなくもっと地域の人たちですとか各団体、組織を巻き込んだ形で、また町民全部を巻き込んだ形で何かしらの仕掛けをしてみるという方法が1つあると思います。それと、もう一つ、2つ目は、その特定健診をもっと今よりも、もっとお获得感があるかといいますか、より魅力があるかといいますか、そういった健診にしたらどうかと自分なりに思っております。

1つ目の行政側でできる、限界があるので、もっと地域の人たちを巻き込んですればいいという案は、ちょっと最後に4番目のほうで言いますので後に回しますけれど、2番目の获得感のある魅力的な特定健診というのなんですけれど、現在本町で行っている特定健診は、

特定健診としての検査項目にがん検診等を組み合わせてやっていると思うんですよ。それならば、それをやった上にピロリ菌ですね、この検査もやってみたらどうかなと私は思っております。よりまたお徳感のある検診になるのでないかという思いもいたします。

ピロリ菌ですね。ヘリコバクターピロリ、これはWHOの国際がん研究機関でも、最も危険の高い発がん因子として規定をされております。50歳以上の日本人の7割から8割がピロリ菌に感染をしており、日本では年間10万人が胃がんになり、5万人の方が胃がんで死亡されているそうです。ピロリ菌を除菌するだけで、胃潰瘍とか胃がんの発生を大幅に妨げることができるということですね。

しかし、ピロリ菌の検査が十分に浸透しているか、行われているかということに関しましては、甚だ疑問に思わざるを得ません。検査したほうが良いとは皆さん思っている方が多いと思いますけれど、なかなかそういう機会ですとか、きっかけがない方も多いのではないのでしょうか。

現在、ピロリ菌の検査方法につきましてはどういったものがあるか、わかりますでしょうか。

#### ○健康増進課長（田中久秋君）

ピロリ菌の検査方法についてのお尋ねだったかと思えますけれども、大きく分けると内視鏡を使用する検査方法と内視鏡を使用しない検査方法がございます。内視鏡を使用する検査方法としては、胃壁の組織をわずかに切り取ってその中にピロリ菌がいるかないか調べるといった検査で、その検査の方法には3パターンがあるということで、1つ目が迅速ウレアーゼ試験、2つ目が鏡検法、顕微鏡による検査と3つ目が培養法というふうなこととなっております。それと別に、内視鏡を使用しない検査方法としては、便中抗原検査と、2つ目として尿素呼気試験、3つ目として抗体検査、血液検査、尿検査などがあるというふう聞いております。

以上です。

#### ○1番（田川 浩君）

今いろいろな検査方法が、内視鏡を使用するタイプと内視鏡を使用しないタイプと、内視鏡を使用するタイプとは直接組織をとられるということで、使用しないタイプでは血液検査だったり尿素の呼気試験というのがあったりするんですけど、いろいろな他の市町村の特定健診を見ても、血液である程度のピロリ菌の存在がわかると、完璧にはわかんないですけど、ABC検診というのがございまして、これをオプションでやっているところも中にはございます。でも、できれば尿素呼気試験、これは簡単に、しかし少し時間が20分ちょっとぐらいかかるとは思いますけれど、検査しに来た人に余り負担をかけることなくできる検査かなと思っておりますけれど、それを一緒に健診とともに行うということは可能でしょうか、どうでしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

現在、集団検診では、特定健診を佐賀県の総合保健協会のほうに委託して実施をしておりますが、現在呼気検査によるピロリ菌の検査というものは、総合保健協会では取り扱って実施をしていないということでございます。血液検査のABC判定の分についてはできないことはないということですが、呼気検査については実施ができないというふうなことで回答をいただいております。

うち、胃がん検診の受診率がなかなか伸びないということで、今17%程度だったと思えますけれども、何とか胃がん検診の受診率が伸ばせないかというふうなことで課内で協議等をして、その中で、議員おっしゃるとおりピロリ菌が胃がんの発生に大きくかかわりがあるというふうなことももう示唆されておりますので、胃がん検診とピロリ菌検査をセットで何とかできんやろかというふうなことで協議を、検討を総合保健協会に聞いたりとか町立病院に聞いたりとかしながら、そういった検討をした経緯もございますけれども、まず集団健診ではちょっと呼気検査はできないということでした。

施設検診の病院での検査につきましては、その呼気検査自体は実施は可能だと思いますけれども、特定健診の受診を魅力あるものにするという観点とか胃がん検診とセットにというふうなところで考えた場合には、なかなかセットで実施するというのにはちょっと無理があるのかなというふうな感覚を持っております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

それでは、今胃がん検診の受診率が17%ぐらいということで、それと、もしピロリ菌の検査と一緒にできるのであれば、そういった方法で検討してもらいたいと思っています。

それでは次に、2番目の食育推進事業について質問いたします。

(1)の食育推進事業の現状についてですけれども、本町の食育推進事業については、太良町食育推進基本計画に基づいて行われていることと思います。そこには、近年、健康や食の安全・安心に対する関心が高まる一方、食生活の乱れによる食習慣病の低年齢化を初め食に関する感謝の気持ちや自然の恵みを生かした食文化が薄れるなどの問題が生じている。このような状況の中、本町は町民一人一人が食に関するさまざまな知識と正しい食を選択する判断力を身につけ、子供から高齢者まで生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目指し、この計画を策定したとあります。現在、食育推進事業としてどのようなものがありますでしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

食育事業としましては、年間通じた健康づくり教室、子育てママ料理教室、幼児のおやつ

つくり教室、それと食生活改善推進協議会のほうに委託でお願いしております地区講習、各学校での食育講習などがあります。また、食改協独自で取り組んでおられる事業等も取り組んでいただいております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

それでは、現在、本町で食育に関して具体的にどのような課題があって、どのように改善していく予定なのか、主なものだけでもいいので御説明ください。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

議員言われた町の食育推進基本計画の中に、現状と目標値というものを掲げております。大きく4つに分けておりますけれども、まず1つ目としまして、家庭における現状と目標値として9つほど項目を上げておりますけれども、代表的なもので朝食を欠食している人の割合ということで、現状が男性16%、女性が5.5%を、目標値としましては男性11%、女性5%というふうに掲げております。

2つ目としまして、保育所等における現状と目標値ということで、お茶わん、箸をきちんと持ち、食事ができている児童の割合というものを、現状の84%を100%というふうに目標を掲げております。

3つ目としまして、学校における現状と目標値ということで、朝食を毎日食べる児童の割合というもので、現状95%を目標100%と掲げております。

最後に、4番目として地域における現状と目標値ということで、郷土料理を知っている人の割合というものが、現状47%を60%以上に引き上げたいというふうな目標値を定めて取り組んでいるところでございます。

○1番（田川 浩君）

いろいろな事業が行われているということで了解いたしました。

それでは、(2)番に移ります。

国保の診療分の疾患別受療者の推移を見ますと、本町の高血圧患者さんの割合が、平成20年から平成24年まで、県内の市町村で、ずっとこれは1位なんですね、高血圧の割合が。どのぐらいかといいますと、大体本町の場合が75%前後で推移をしております。最下位の市町村で大体60%前後、県平均でも65%前後ということで、10ポイントほど本町の場合は高い、かなり高いんじゃないかなと私なりに思いますけれど。今、こういったものでは、食の面から低カロリーで減塩の食事をいろいろ普及されて効果を上げておられる長野県のような県もあります。

本町の場合も、最初は地域を限定してとか、低カロリー、減塩したメニューをつくってケーブルテレビ等で流すとか。今も、例えば町報に載せたりはされてるかと思っておりますけれど、

もう一步進んだ、先ほども、前回、前までは各地区を回ってしたと、回った実績があるということでしたけれど、それもなかなか根づいてないといえますか、そのときのあれもなかなか忘れられているんじゃないかなと思いますので、ここでもう一遍、もうずっと続いておりますので、本町の高血圧の1位という、ちょっとこれはやっぱり不名誉な記録だと思うんですよ。これをやっぱり少しでも下げるためには、そういった努力をしていかれたらどうかと思いますけれど、そこはどうでしょうか。

**○健康増進課長（田中久秋君）**

お答えします。

感覚的には、太良町の町民さんの高血圧者が多いというのは認識はしておりましたけれども、地区診断により数値できちんとはっきりしたのを再確認をして、びっくりをしておるのが現状でございます。保健師、管理栄養士等も協議をしまして、とにかくこの高血圧を何とかせんといかんばいというふうなことで今協議を進めているところでございます。差し当たっては食改協のほうにお願いをし、地区講習ということで町と共同で地区回りの講習会の実施を現在もしておりますけれども、それをまず高血圧予防対策ということを重点に置いて、再度地区を回りながら啓発に努めたいというふうに考えております。

それと、議員先ほどおっしゃいましたケーブルテレビ等での減塩メニューの紹介等をということですが、もうそこら辺につきましては管理栄養士と相談をしながら、極力実現できる方向で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

これ何年も続いているわけですので、それで昨年と一緒のような事業をやっている、これは一向に改善ができないということですので、何かしらできることからでいいですので、違う施策を行っていただきたいと思っております。

それでは、3番目のスポーツの推進について質問いたします。

先ほど町長の答弁の中で、スポーツには2つのタイプがあると。1つは、勝負にこだわるタイプですね。それともう一つ、楽しんで生きがいをづくりをする、つくるというタイプがあると思いますけれど、今回は2つ目の、どこでも誰もが楽しめる生きがいをづくりのスポーツに関してのことになります。

(1)の一般町民の定期的なスポーツ活動の現状についてですが、先ほど答弁の中で総合型地域スポーツクラブ、よかつ太良クラブということで説明がございました。自主企画、自主運営と。ただいま4つの教室、4つのものを行っているとありましたけれど、これをもう少し詳しく説明してもらっていいですか。

**○社会教育課長（野口士郎君）**

お答えいたします。

地域総合型スポーツクラブ、太良町で町長答弁のとおり、平成24年2月に設立をしたところでございます。この内容をもうちょっと詳しくということですので、実績が24年2月からですので、年間の実績は24年度しか出てきておりません、現状ですね。24年度について申し上げます。

4つのクラブの1つ目ですけど、ソフトバレーボール教室ということで、毎週月曜日、年間延べ319名の実績が上がっております。もう一つがラージボール卓球教室、これは毎週木曜日に延べ300名でございます。もう一つがスポーツ吹き矢教室、毎週木曜日延べ153名でございます。最後に、4つ目が3B体操教室でございます。これはもうほとんど女性が中心になっておりますけど、毎週金曜日164名、合計の936名が、その気の合う仲間というようなことで楽しんで活動をされているところでございます。

あと、このよかつ太良クラブに対しては、加入していただくときに年会費を2,000円、個人でいただいております。各教室1回ごとの開催で、例えばラージボール卓球に1回参加するというのであれば、その都度100円から各教室200円の範囲の中で運営費に充てたり会場使用料に充てたり講師の謝金に充てたりというようなことで、自分たちで運営をされているというような組織でございます。

以上です。

#### ○1番（田川 浩君）

わかりました。よかつ太良クラブ、ソフトバレー、ラージボール卓球、またスポーツ吹き矢、3B体操を行っていらっしゃるということで了解いたしました。

身体の体の衰えの中で一番つらくなるのが、歩くのが困難になったときであるといいます。ウォーキングを手軽にできる運動として推進している自治体も多いと思います。例えば、広島県の坂町、三重県の尾鷲市、長野県の池田町、徳島県の板野町など、ウォーキングを前面に出してまちづくりをしている自治体も数多くあります。いずれも自然が豊かで風光明媚な町であります。自然豊かな本町でも、ウォーキングを推進してみる考えはございませんでしょうか。社会教育課長、どうでしょうか。

#### ○社会教育課長（野口士郎君）

ウォーキングの推進ということだと思います。基本的にはウォーキングについては各自自己の判断、責任等においてグラウンドを使用するなり道路を歩かれている方もいらっしゃると思いますが、行政については、そういったきっかけづくりが大切じゃないかなと思っております。

先ほどの答弁の中にありましたように、よかつ太良クラブという中の4つのクラブがありますが、例えばそういったやりたい方が数名いらっしゃれば、5つ目のそういった組織を自分たちで楽しんでやれるというようなことで取り組みたいというのがあれば、行政も十分、そこにきっかけづくりの一つということで対応することはできると思います。

ただ、その場所等についてもいろいろ出てくるかと思えますけど、基本的にはやっぱり足とか腰とかいろんなところに負担がかからないようにグラウンドとか芝とかあるようなところを歩いていただくような、それも最終的にはそういった組織で方向性を見出していただきたいと、そういったアドバイスはしていきたいと思っております。

以上です。

#### ○1番（田川 浩君）

それでは、企画商工課長に聞きますけれど、海と山がある本町は海岸沿いから、また森林浴、森、森林の中までコース設定ができると思うんですよ、ウォーキングに関しては。それで、既に前は社協さん、現在は観光協会さんで、多良海道をさるくという企画があったと思います。これが何コースかあったと思うんですよ。それと、以前にJRのウォーキングの企画で、多分大浦のほうで竹崎の辺をウォーキングのコースをつくったんじゃないかという、一応記憶がございます。

そういった既にもうある、もうつくってある、そういった資源を生かしたらどうかという、そう思いますが、そういうコースを2キロから10キロぐらいまで10ほどつくって、とりあえずコースを作成してみたらどうかと思いますが、そこら辺どうでしょうか。

#### ○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

先ほどの観光協会のプラスまちづくり事業の中のイベントですが、これは我が町の歴史、財産、史跡とか伝説を活用したイベントとして、観光を絡めたところで事業の実施をされているところでございます。

中身といたしましては、海の道なんですけども、海道散策のイベントということで多良海道をさるくと銘打って、年に2回実施をされております。ことしにつきましては、1回ちょっと雨で中止になりましたけども、多良から肥前浜宿ですね、あっちのほうで20キロほどございますけども、これを実施をされております。

それから、夏場におきましては、オオキツネノカミソリ、これ有名でございますけども、多良岳のほうに咲いておりますので、これの見学を兼ねて、多良岳の登山ということで実施をされております。

それから、JRのウォーキングの件でございますけども、これも町のほうで一応コースをつくりまして、JRのほうにこの観光と一緒にできないかということで、一応提案をいたしておるところでございます。ただ、今年度につきましてはちょっと採択になっておりませんが、先ほど田川議員言われましたように、コースを一応作成はいたしております。

テーマとしましては、花、自然景観、それから文化と歴史ということで竹崎島ですね、竹崎のほうを回っていくコースでつくっております。行程といたしましては、カニ橋から田古里の古墳、竹崎の島の橋、竹崎観音、竹崎城址、道越古墳、それから環境広場あたりで休憩

を入れていただいて、希望者の方は旅館等での食事あるいは入浴等も絡めておるところでございます。大浦中学校のほうを回って大浦駅のほうまで帰ると。距離が約11キロで、2時間のコースを設定をいたしています。

特に、国の重要無形文化財に指定をされております竹崎観世音寺の修正会鬼祭りとか、それから田古里の古墳、道越古墳などの歴史と文化を学びながら有明海の潮風を受け、気持ちよいウォーキングを体験をしていただくと、それと竹崎城址展望台から有明海を望んでいただいて、心身ともにリフレッシュをされ癒やされるというような行程で、ただいまの提案をいたしておるところでございます。

先ほどからウォーキングのお話がありますが、よかったら観光協会で実施されているこのさるくとか、こういうふうなコースに参加をしていただければ、愛好者の方は喜ばれるんじゃないかと思います。

以上です。

#### ○1番（田川 浩君）

ぜひそういった形でもウォーキングの推進をされていったらどうかなと思っております。

(2)に移ります。

役場の横の健康広場で、毎晩ウォーキングする方が何名もいらっしゃいます。防犯灯が整備されていますのでウォーキングもしやすいのだと思いますけれど、手軽にできるウォーキングの普及とその環境づくりのため、拠点づくりのために、このような場所を町内にもっとふやしたらいかがかなと思いますけど、そこら辺はいかがでしょう。

#### ○社会教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

ウォーキングの普及と環境づくりというか、そういった場所をふやしてはというようなことだと思いますけど、基本的にウォーキングをされている方、ジョギング等をされている方は、いろいろなものに縛られず自由に歩きたいとか走りたいとか、考えている方がいらっしゃるかと思います。やはりやっていることを人に見られたくないとか、いろんな方もいらっしゃると思いますので、そういったことも含めて、自己の責任においてその辺は取り組んでいきたいと。

あと、場所をふやすかという問題ですけど、現在基本的には既存の施設の有効活用をお願いしたいと、多良地区でいえば健康広場、そして大浦地区でいいますと道越環境広場などを、そういったものを有効活用していただきたいと思っております。

よく国道沿いでも、蛍光反射板というか反射材を使用したようなたすきとか懐中電灯とか持って歩いていらっしゃる方が多く見受けられますけど、とにかくそういった健康広場的なところを利用していただいたほうが街灯、防犯灯等も一定の明るさが保てておりますので、そういった事故防止等も含めれば、そういった方向で対応していただいたほうが、楽しんで

健康づくりをしていただいたほうがいいんじゃないかと思っております。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

ウォーキングの機運が盛り上がってきましたら、またそこはそのとき検討してもらえたらと思っております。

最後に、4番目の健康マイレージについてお尋ねいたします。

健康マイレージとは、特定健診を受けたり食育の講座に出席したり、またスポーツの活動に参加したりしたらポイントを得ることができまして、それがたまったら商品券や懸賞応募の引きかえ券になったりするものでございます。

鹿児島県のさつま町では、特定健診を受診したら1ポイント、また健康教室に参加したら1ポイント、またスポーツ大会に参加したらまた1ポイントと、そういうのが3ポイント、各おのおの分野で1つずつたまったら抽せん会がありまして、年に1回ですね、抽せん会に参加することができる。1等から5等まであって、1等が10万円の商品券ですとか、5等が3,000円の商品券がもらえるそうなんですけれど、これを始めて、そのさつま町では、特定健診の受診率が70%を超えたということでございます。これはその一例なんですけれど、その町の実情に合った健康マイレージのつくり方があると思えます。

そういった、本町でもいろいろな例が考えられると思えますけれど、こういった健康マイレージ制度の導入は考えられないでしょうか。いかがでしょうか。

**○健康増進課長（田中久秋君）**

お答えします。

議員おっしゃるとおり、全国あちこちでいろんなマイレージ制やら、何やらユニークな取り組みを実施されているのは承知をいたしております。それが、全ての自治体が成功して受診率アップにつながったのかということまではちょっとはつきり検証しておりませんけれども、実際そういったユニークな取り組みをされているのは承知をしております。

町長答弁にもありましたとおり、太良町に合った取り組みができないものかということにつきましては、今後検証をしていきたいと考えておりますけれども、現時点では集団健診の折に会場においていただいた方に健康グッズを配布をここ2年実施をし、それなりの受診率の成果も出てきていると考えておりますので、当分はそういった形で実施をしながら、と同時にマイレージ制度についても検証を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

今言われたように、いろいろなことをやられて受診率が伸びてきているということは、非常にいいことだと思います。ただ、行政側だけが一生懸命になるだけでは、いずれ頭打ちになるということが出てくると思います。こうした大胆な施策というのもぜひ検討してもらい

たいと思っております。

今は、医療費も県下で最低のほうだと思いますけれど、これから高齢化が進んでまいります、本町の場合ですね。それで、財政力が弱い本町におきましてこの問題は切実なものだと思いますので、時には慎重に、時には機を見て大胆な策を打ってもらえるということを期待いたしまして、私の質問とさせていただきます。

以上です。

**○議長（末次利男君）**

これをもちまして3番通告者、田川君の質問を終了します。

昼食のため暫時休憩します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

**○議長（末次利男君）**

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

4番通告者、牟田君、質問を許可します。

**○7番（牟田則雄君）**

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をしてみたいと思います。

今回の質問は、基金の状況と活用について質問します。

各基金、いろいろたくさんあると思うんですが、財政調整基金、減債基金、地域福祉基金、下水道等事業基金、地域づくり事業基金、スポーツ・文化振興基金、公共施設整備基金、ふるさと応援寄附金基金について、設置目的及び平成25年度の活用と平成26年度の活用方針についてお伺いいたします。

**○町長（岩島正昭君）**

牟田議員の基金の活用についてお答えをいたします。

まず、各基金の設置目的と平成25年度の活用についてでございますが、財政調整基金は災害復旧、その他財源不足を生じたときの財源調整を目的とする基金で、平成25年度は財源不足分の補填として7,287万円を活用いたしております。

減債基金は、財政の健全な運営のために町債の返済に必要な財源を確保するための基金で、下水道事業の償還財源に250万円を充当いたしております。

地域福祉基金は、明るい福祉社会を築くことを目的とする事業の経費に充てるために定額資金を運用する基金で、利子の中から40万円を太良町社会福祉協議会へ補助金として交付し、残りを子育て支援事業の経費に充てております。

下水道等事業基金は、下水道等事業の費用に充てるための基金で、漁業集落排水事業に4,143万8,000円を、また合併処理浄化槽設置補助に770万円を充当いたしております。

地域づくり事業基金は、独創的な個性豊かな活力あるまちづくりを推進するための各種事業の費用に充てるための基金で、地域づくり事業費補助金に790万円、民芸保存会育成補助金等に52万7,000円を充当いたしております。

スポーツ・文化振興基金は、スポーツ及び文化団体等の育成や社会体育及び文化の振興を図るための基金で、スポーツ振興会及び文化連盟活動費補助金に230万円を充当いたしております。

公共施設整備基金は、公共施設の建設等に要する経費の財源に充てるための基金で、特産品振興施設の整備や道の駅の整備等に8,396万円を充当いたしております。

ふるさと応援寄附金基金は、太良町のまちづくりを応援するために送られた寄附金を財源として、多様な人々の参加による個性と活力あるふるさとづくりを推進するための基金で、平成24年度に寄附を受けました70万5,000円を健康増進事業に活用いたしております。

平成26年度の活用方針につきましては、財政調整基金は財源不足分の補填、減債基金は町債の償還財源として活用し、その他の基金につきましては平成25年度同様、各基金の設置目的に応じた事業の財源として活用するように計画をいたしております。

以上でございます。

#### ○7番（牟田則雄君）

各基金の設置目的と運営状況についてお答えをいただきましたが、これは財政調整基金と減債基金を除いては、大体目的以外の取り崩しはできないということになっていると思うんですが、どうですかね。

#### ○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

財政調整基金、減債基金を除いた分の基金の取り崩しでございますけど、各設置目的に応じた事業のための取り崩しでございます。それ以外については、もう目的外ということで、取り崩しはいたしておりません。

#### ○7番（牟田則雄君）

そしたら、平成19年度、20年度を境にして、19年度までは負債のほうが多くて、20年度から基金のほうがずっとこれはふえてまいっております。そしたら、今の太良の財政規模に対して各基金が大体どの程度が必要という、妥当の線はどのくらいの基金が必要と思われるか、ちょっとそこんところをお尋ねいたします。

#### ○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

特定目的基金につきましては、適正な額というのは特にございませぬ。

財政調整基金につきましては、一般的には標準財政規模の1割程度というふうに言われております。太良町の場合、標準財政規模が三十二、三億円でありますので、その1割程度が

一般的な適正な額と。ただし、太良町の場合は、税収が普通会計予算の総額の11%か12%、それくらいしかありませんので、担当者として1割ということではなくて、それ以上、4割程度を目安としてやっぱり積み立てをずっと行っているところでございます。

減債基金につきましては、これも適正な額というのはございませんが、今後の計画的な償還に必要な額ということで、ある程度の、なるべくたくさん積み立てがあればいいというふうに考えております。

以上です。

**○7番（牟田則雄君）**

大体、目的外の財政調整基金と減債について主に質問したいと思ってたんですが、先ほどの江口議員の質問の中で街灯の話がありましたね。そしたら、あの街灯は防犯協会と町が一体になってということでありましたので、防犯協会というのは民間団体と考えるのか、公共団体と考えるのか、ちょっとそこのところからお尋ねいたします。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

防犯協会の構成員さんにつきましては、各区長さんになっていただいております。そういう意味からいいますと、半公務員、半民間というようなそういう感じかなということで、こちらのほうとしては、私としては捉えておる感じでございます。

**○7番（牟田則雄君）**

そしたら、その利用について、あれほどの程度公共性があるものかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですが、どの程度考えておられるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

防犯協会の財源が区民の皆さんからいただく1戸300円と、それから町から補助金を出す分、多くない5万円程度なんですけど、両方で。あと鹿島地区の防犯協会の補助金が十何万円ぐらい入ってくると思うんですけど、それが財源となっておりますので、もうほとんど公共的性格を持っておるものと理解いたします。

**○7番（牟田則雄君）**

そしたら、何か通告以外の質問にそれたような感じがすると思われるんですが、なぜこれを取り上げたかといいますと、ここの中に地域づくり事業と、それから公共施設の整備ということで、相当額の基金を積み立てられております。これは先ほどの話聞いとったら、ここで何とかこの中に入れるような、知恵を絞ってそっちのほうにお金を回してもらえば、例えば地域づくりは、これは24年度ですが、5億2,249万2,000円というお金、これはあくまで私のは行政実績報告書に基づいた数字ですので、また違う数字があったら、その数字をとや

かく言うておりませんので、大方で結構ですので聞いてください。

公共施設のほうは8億9,973万円ですね。そして、これは何か目的があってこれだけ積み立てておられるのなら別ですが、特別にそういう必要性がなく、ただどこかに余った金を積み立てにやいけないからということでこれだけの金額になったとすれば、そういうふうな公共性がある街灯とかなんとかというごたつとしては、これを何とか工夫して使う方法はないものか、いかがでしょうか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

設置目的がありますけど、それを広い意味で捉えればできないことはないというふうには考えております。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、防犯協会がどうされるかという消極的な考えに頼ることなく、今のあれなら、これだけの財源があるんですから、やっぱり町民のためという気持ちがあったら、こういう特別、一般財源とかなんとかから出す必要もないことですので、何か使う方法を工夫していただいて、町民の少しでも安全のために使うのなら、町民の方も文句は言われなと思いますので、そこら辺よろしくお願いします。

そしたら、財源調整基金、減債基金、これにこれだけの積み立てができて、これはもともと財源というか、原資は何が主でここまで、例えば、24年度の決算しか持ちませんので24年度でいいですが、24年度の決算時点で11億2,900万円、ざっと、財政調整基金、そして減債のほうは15億8,627万円か、これほど多くの基金が積み立っているということを、大体もともとここまで来た財源はどれが充当されているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、歳入のほうで地方交付税が結構、結構といいですか、思ってたより以上の交付税がちょっと交付されたということで、各年度の歳出は節減しておりまして、その分の剰余金等を、こういう財政調整基金とか減債基金に積み立てをずっと行っているところです。

○7番（牟田則雄君）

減債基金のほうは、ある程度目的が地方債の償還目的という目的があるわけですが、財政調整基金の使い道としては義務的経費に充てるのがどのくらいか、それとも投資的のほうに使う、そういう仕分けた考え方を基本的に持っておられるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

そういった区別については、考えはありません。もうとにかく財源不足を生じたときの財

源の補填ということで考えております。

○7番（牟田則雄君）

減債についてですが、これは毎年250万円ずつ、ずっと前のほうから調べてみましても大体取り崩しを250万円ずつ、ずっと毎年行われていると思うんですよ。ところが、取り崩しは250万円しても、ずっと今度はそれに積み立てていく額が、はるかにそれよりも多くの金額が積み立てていかれるんですね。それで、今やもう地方債の総額よりもはるかに基金の総額、総額比較ですよ、でいって、そして公債費率は大体10%までぐらいが健全で、12%を超えたら、もう余りよろしくないという指導をされている中で、これは今のところゼロにもなる可能性は、こっちが踏み切りさえすればなるわけですね。基金のほうが多いんですから、借金よりも。それで、毎年その10%台前後を予算編成で組んで、この積み立てがここまでなったのは決算残なのか、それとも財源がふえたのか、これどっちが主な原因と思われませんか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

その年度年度の剰余金と申しますか、やっぱり歳出のほうをずっと抑えてきておりますので、その分で剰余金がふえてきたのが第一の原因と思っております。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、平成19年度まで、ずっと大体赤字で、その前は相当の借金が多い、表を見ますとそういうことになって、20年度になってから560万円ぐらいかな、黒字が発生しかけてからずっとふえにふえてきているわけですよ。そしたら、基金がたまるということは、それはもちろんいいことではありますが、これは町民のための投資的事業を思ったようにされなかったのか、そういう見方もできるわけですね、基金が積み立っていくということは。ただ、当初の予算よりも、財源が、これだけ多く国、県から交付されたという理由だけなら別にそういうふうだった考え方しなくていいんですが、町民サービスがそれだけできるのを、それをしなかったという見方もできるわけです。その点はどっちだと思われませんか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

いろいろな事業を行うに当たりまして、本当に必要な事業については、もうやってきております。そのために必要な財源としましては、補助事業があれば補助を活用し、それと補助残あるいは補助対象でないものについては起債といったことでやってきております。起債につきましても、充当率とか交付税算入率の条件がいいものについてこういうふうな起債を行ってきておりますので、そういった町民サービスを決してやってこなかったということではないと思っております。

○議長（末次利男君）

ちょっとその場で暫時休憩します。

午後 1 時20分 休憩

午後 1 時21分 再開

○議長（末次利男君）

休憩を閉じ直ちに再開いたします。

質問してください。

○7番（牟田則雄君）

いや、私は、太良町の一大目標が町の活性化ということであつたわけですので、こういう活用できるような、もし財源としたら、太良町の活性化に向けて、なるだけ使わないお金をいっぱいためるよりも、やっぱり町民のために町民が活性するような使い方をしてほしいという願いがあつてこの質問をしているわけですよ。

減債基金にしても、1年に大体5億円か6億円ぐらい、年間償還すればよかわけでしょう。極端に言えば、1年でこれは全部返してしまえば償還は何もないわけで、後の償還分の5億円、6億円は町民のために使える金に、ちょっと極論したらそういうことに、一般的には考えられるわけですよ。だけん、そこをどう考えて、しかもそれだけの予算は、10%前後の予算は組んでも、これに充てる金はまたほかのところから来るのか、24年度にしても2億7,100万円、これに積み立てるだけの余裕があるわけですね。実際、これは積み立てとるわけですよ、帳面上。そしたら、それは町民の人たちが、いろいろ自分たちが計画を立ててしてこないか、それは使いようがありませんという返事、それとか予算がありませんとかというごたつ返事とか、前例がありませんとか、いろいろなことがあると思うんですが、去年と同じ予算を組んで去年と同じ事業をして活性化するとは、ちょっと思われないわけですね。どこかひねって、去年と違うところ、特色を出していかないと、どうやって町が活性するわけですか、同じ金使うて同じ使い道で。せつかくこういうふうに使えば使える金があるなら、今この閉塞状態のときにやっぱりやる気があつたり、そしてやる気がないときはやる気を促すような金の使い道、そこをどう考えておられますか、総務課長、あんたが最高責任やろうだい。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

基金につきましては、それぞれの目的がありますので、（「そいはわかる」と呼ぶ者あり）はい。それで、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金ですけど、平成24年度につきましては、この基金の中から約9,900万円活用しております。平成25年度につきましては2億1,900万円と、平成26年度予算におきましては3,750万円ということで、毎年同じ額を使っているということではなくて、同じ目的の事業の内容によって基金を、もちろん26年度につきましては3億7,500万円というふうに、25年度に比べても1億6,000万円ぐらい増加しておりますので、事業の要望に応じてこの基金を使っているという状況であります。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これはまだ町としての方針はないと思うんですが、例えば地域づくり事業、これあたりに今度町民の方から要望されている果協の跡地購入とか、ああいうのには、こういうときには、その買えと言っているわけじゃないですよ。一つの例として、そういうのにももし必要とあれば、この地域づくり事業とか、こういうのは何かの理由をつけて、そういうときには使われないのか、ちょっとお尋ねを、解釈が、どこまで地域づくり事業は解釈を広げて考えられるのか、ちょっとそこら辺をお尋ねします。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

太良町地域づくり事業の基金条例の中では、この基金の処分ということで、地域づくり事業、それから人材育成事業、村おこし推進事業、中山間ふるさと水と土保全対策事業、その他町長が特に必要と認めた事業という取り決めがなされております。これに沿って基金を処分をいたして補助事業をするということで、今企画のほうで地域づくり事業補助金ということで、産業の開発、研修、それから特産品の開発ですね、販路拡大、イベントの開催等の補助を行っておるところでございますので、牟田議員さん言われるように、この中からそういう果協の跡地の購入とかできないかということですが、これはちょっと検討を要する件だと思います。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

私のほうからちょっと御答弁を申し上げますけど。

まず、るる基金の目的がございませうけども、議員おっしゃるとの利用につきましては、公共施設整備基金というのが8億円何ぼございませう。だから、これもある程度の目的を達しているもんだから、これを取り崩して、ほかの何か用途目的に使われへんかということで、本当は今回の議会に提案するつもりでしたけども、その果協の跡地問題でなくして、別に、だからそこら付近も検討するように指示をいたしております。

○7番（牟田則雄君）

それでは、この執行残、多分これは執行残の積立額と思うんですが、これは振り分けの比率は、何か国か県かでこれは決められているもんですか、それとも町独自でいろいろ振り分けはやっておられるのか、ちょっとそこんところを。

○財政課長（川崎義秋君）

いえ、特に国からどうのこうのというのはないと思っております。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、結構な額を、今言われた公共施設はいろいろな公共施設、箱物に対してのあれがあるんですが、この財政調整とか減債は、特別に箱物とかという目的は全くないわけですか。

ね。それに対して、今27億円か、両方2つの基金で、これをやっぱりばっと思いついた有効活用を、大体今回これを質問したのが、いろいろ質問の方法があるということで、こういうあれになったんですが、大体この基金の太良町の活性化に対する有効な活用についてということでちょっとお伺いしたいと思つたもんですから、ここのところを27億円を特別に、まあ減債基金は今のところずっと21年から24年までのところを見てみますと、取り崩しを250万円してるんですが、それよりはるかに多い額を積み立ててこられてるんですから、これは別に250万円なかったら困るという金額じゃないわけですね。全く返済以上の金が、これはどこからか交付金か何かで来るとちよつとしますと、これが今減る見込みはないわけですね、毎年。そこには振り分けないよという、町のほうでそこには入れませんと意図的に入れなかった場合はそうですが、今の流れからいけば、やっぱりこれはまだずっとここ何年か、国がよっぽどあれをしない限り、ちょっと太良町の場合は、こういう金の使い方ならずっと、やっぱり何億円、こっちに去年24年度だけでも幾らですか、4億2,000万円か。4億2,000万円ぐらいの金が両方に入っているわけですよ。それで、こういうのは、もう決算の後で金が入ってきたためにこういう積み立て方をされたのか。それとも、先ほど言うたごと、もう全く事業、何をしたいかわからないという状況で金だけ余ってきたのか。そこら辺はどういう見解を持たれていますか。

**○財政課長（川崎義秋君）**

お答えします。

減債基金につきましては、議員言われるとおりに、平成22年度から2億円とか3億円の基金を積み立てております。これにつきましては、過疎債の償還が始まります。そういうことで、公債費が平成20年度をピークにだんだん減少しておりましたが、平成27年度を底に、28年度からまた公債費が増加していくと、これは過疎債の償還が始まるということで、そのために22年度ぐらいから結構積み立てを減債基金に行っているということでもあります。

**○7番（牟田則雄君）**

そしたらですよ、どのくらいが妥当かというたとき、私が質問したときに、そういう目的があるのなら、大体何年からどのくらいが必要ですので、これはこのくらいためとりますという答弁のほうの方がわかりやすいですよ、今のあぎゃんとか。目的は何もなしにこれだけためとりますという、さっきは答弁しとって、今は27年度からそれが、そやけん27年度から1年に幾らぐらいずつ返済していかんやいけないから、大体総額このくらいを予定しておりますという、そういう答弁はできないわけですか。

**○財政課長（川崎義秋君）**

お答えします。

平成25年度が公債費が5億2,500万円でありました。それが、26、27と減少しまして、27年度では4億6,700万円ぐらいになると、これはもう推測でございますけど。それから、

上昇しまして、29年度からは、5億3,000万円から5億4,000万円ぐらいが毎年の公債費が必要になってくるということでもありますので、減債基金のほうに、この額を22年度からちょっと積み立てを行っております。

○7番（牟田則雄君）

今のとでもちょっと弱いですね、答弁の中身が。

いや、今取り崩しを250万円しているわけでしょう。ずっともうここ10年ぐらい、毎年同じに250万円ずつ取り崩しを、これはどういう目的か、それだけ取り崩しをしなさいということになっているのか、そここのところはもう我々ではわからないんですが、そうやってきて、その取り崩しをするということは、普通は足りないから取り崩してそれにやりますということで、年金でも何でもやっているわけでしょう。ところが、これは250万円の取り崩しはして、あと積み立てを2億7,000万円するというふうな格好になって、今の説明も今のままでいくなら、250万円取り崩しても2億7,000万円の積み立てがここに余裕があるということになれば、そこに少々何千万円か上乘せしてこられても、それでもまだこの積み立てはふえていくという勘定になるわけですよ。そいけん、そこら辺はどう考えておられて。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

先ほどから減債基金の取り崩しがずっと250万円だけであつたと、そのことの意味を私のほうから申し上げたいと思います。

これにつきましては、竹崎の漁業集落排水事業に伴いまして、平成9年から12年にかけて佐賀県漁業集落排水事業交付金というものを、総額で6,167万2,000円受けております。それは起債の償還にしか充てられないものとして、減債基金に積み立てながら全体の償還期間の2分の1以上の範囲で使いなさいという条件がございました。それをもとにして、ただいま平成14年から、そして最後は平成38年までの計画で、今現在毎年250万円ですけども、減債基金のほうから下水道事業の償還財源として使わせていただいている分でございます。

○7番（牟田則雄君）

それで、そっちのほうに取り崩しが250万円ずつ、毎年やっているということですね。しかし、今度は財政調整基金のほうになったら、今の話聞いとつたら、いろいろなことを知恵を絞って、やっぱり町の活性化にこれは、例えば極端に言うて、1年に1億円ずつ町民のために何かやるにしても、今のこれだけの基金の額からいけば、それは町民の人には失礼な話しか知らんばってん、大した額にはならないぐらいの積み立てがあるわけですよ、この財政調整基金なんかは。そしたら、やっぱり例えば家がないから、住むところがないから鹿島のほうに住所を移しますとか、いろいろ町民がある程度不自由、不便な目に遭いよる、そういうところにもう向けて、やっぱりこういう金使うべきじゃないかと思うんですが、どうですか。

○財政課長（川崎義秋君）

新規事業等についてでございますけど、本当に町民のために必要な事業であれば、当然その事業を実施しなければならないわけでありまして、その事業を実施するに当たって補助事業があれば補助事業を活用すると。補助事業がない場合は、もちろんこういった財政調整基金を財源として、それはしていかなければならないと思っております。

○7番（牟田則雄君）

それはもういっちょ総務課長に質問ですが、先ほど、例えば一つの例として街灯の話が出たんですが、やっぱりここの中にもうずっと眠っとなんかというのは失礼かわからんぼってん、やっぱり眠ったような基金があるときには、何かどうかして、先ほどの跡地問題も、あれもやっぱり今度はいろいろ説明されたんですが、その拠点としてこれを利用しますとかさ、やっぱりそこら辺は何か町民が使い勝手のいい財源として、これ考えていくべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと非常に私の今の総務課長の立場から見ると難しい質問なんですけど、全体的に見た場合に、過去からずっと見た場合に、小泉改革あたりから合併があったころにかけて、まづいわゆる交付税を減らすぞとか、いろいろさまざまな意見があって、今のままじゃ太良町もいずれ潰れるかもしれないというような、そういう恐怖感とかマイナス的な発想があって、現実に借金のほうが多くて、預金、いわゆる基金が少なかったという時代があって、それを何とかとんとんまでは持っていて、それ以上にしようという、ある意味自分たちの町を守るという意識がかなり働いておるということは確かだと思います。

今、牟田議員がおっしゃっている問題だけではなくて、今後さらにいろいろ事業をしていくときに、起債をしたら償還が出てきたりするわけですね。それもわかっておられると思いますが、そういうためにある程度やっぱり余裕を持った町財政というのを築いていかないと、自転車操業みたいな形では持っていけないというのが、皆さんにうちの職員の中にあるということはお理解いただきたいというふうに思います。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これは減債基金は、基金は前倒しして返済するということはできないわけですか。

○財政課長（川崎義秋君）

それはできると思います。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、さっきの基金の財源は歳入増なのか、決算残高なのか、どっちの色合いが強いと思われませんか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

歳入増と決算ということでありますけど、両方関係していると思います。歳入増につきましては、予算を組むときに、地方交付税等についてはある程度ちょっと厳しい数字で当初予算は計上いたします。決算につきましては、当初予算よりも増額であったり、それと歳出のほうを抑えたりというふうにしてしておりますので、歳入増に伴う決算でもあるという、両方というふうに思っております。

○7番（牟田則雄君）

総務課長のさっきの答弁ですが、そういう、先ほども申しましたとおりに、先に心配事とかなんとかと言うごたることがあるのでというごたる、何か頭の中にあるとなら、最初の1回目にした質問のときにそう答弁してもらえば、何回でもやりとりせずに1回で済むことですので、そこら辺はよく考えて、答弁のときにまとめて答弁していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（末次利男君）

これをもちまして質問者4名の一般質問が全て終了いたしました。

引き続き、控室にお集まりいただいて、今後の議案調査の日程時間を決めたいと思いますのでお願いいたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れでした。

午後1時44分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 江 口 孝 二

署名議員 所 賀 廣

署名議員 平古場 公 子